

取扱説明書

ダイキ浄化槽 DCN型

処理性能:放流水のBOD10mg/ℓ以下、T-N10mg/ℓ以下
処理方式:流量調整型嫌気濾床・担体流動濾過方式

このたび、ダイキ浄化槽をお買い上げいただき、
まことにありがとうございました。



取扱説明書等、本文に出てくる警告表示の部分は、
浄化槽を使用する前に注意深く読み、
よく理解した上でご使用下さい。

いつでも使用できるように大切に保管して下さい。



株式会社 ダイキアクシス

浄化槽をご使用の前に
この「取扱説明書」を、
よくお読みの上正しく
お使いください。

お読みになった後は、
いつでも見られる場所に
必ず保管してください。

1. ご使用上の注意（その1）



警告 消毒剤による発火・爆発・有毒ガス事故防止

- 1 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- 2 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。
これらを一緒に薬剤筒に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有毒ガスの生ずるおそれがあります。



警告 感電・発火事故防止

- 1 ブローワーのカバーは開けないでください。
- 2 ブローワーの近くには（約50cm）物を置かないでください。
- 3 電源コードの上には、物を置かないでください。
- 4 電源プラグに、ほこりが付着していないか、1年に1回以上は確認してください。
- 5 ブローワーなどの電気系統が故障した場合は、保守点検業者または、専門の電気工事業者に連絡してください。
- 6 コンセントは必ず防水型コンセントを使用してください。

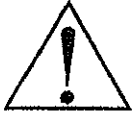
これらの注意を怠ると、感電・発火のおそれがあります。



注意 荷重による器物破損・傷害事故防止

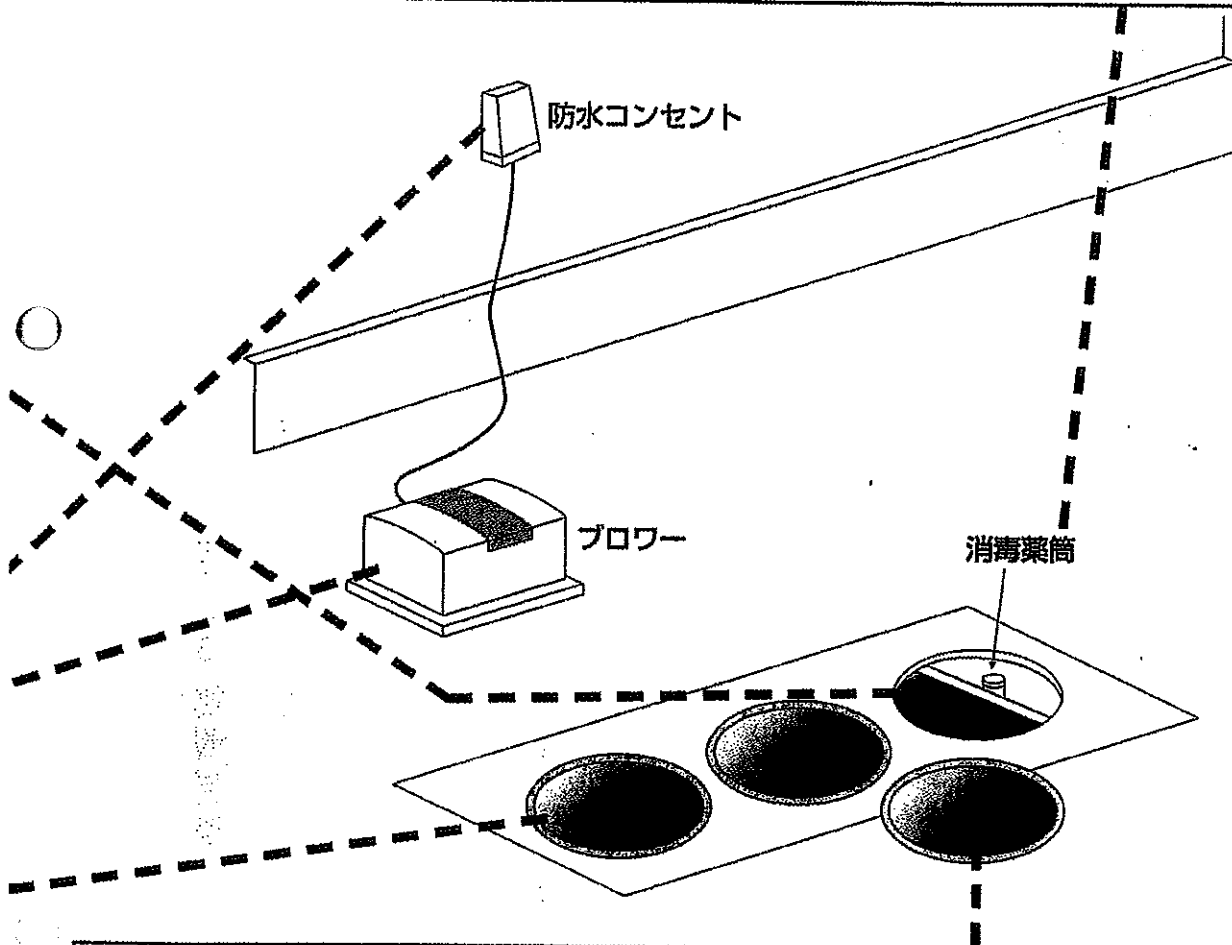
通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物を載せないでください。
車などが乗る場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。



注意 金属類の腐食事故防止

浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないで下さい。これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このため金属類を腐食する恐れがあります。



注意 マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- 1 マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
- 2 マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取り替えてください。
- 3 蓋の開閉は、取扱に注意してください。蓋をコンクリート面などに落下させますと、蓋の破損・ひび割れ、ロックの破損・脱落などが生じることがあります。
- 4 マンホール・点検口などの蓋は、子供にさわらせないでください。

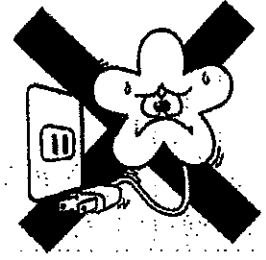
これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。

2. ご使用上の注意 (その2)

浄化槽の機能を正常に維持するため、維持管理と共に使用者が正しい使い方をすることが大切です。ご使用に際しては次のようなご注意をお願いします。

■プロワの電源は絶対に切らないでください。

空気の供給が止まると散気装置が働かなくなり、槽内の微生物が死滅し、汚水が浄化されず悪臭発生の原因になります。



○ トイレの使用後は、適正量の水を流してください。

水の流し過ぎは、浄化槽の機能低下の原因となります。

■トイレットペーパーは、水に溶け易いものを適量使用してください。

使い過ぎますと配管が詰まったり、微生物に余分な負担がかかり浄化機能が低下したり、たびたび清掃が必要になります。



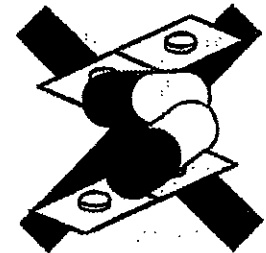
■便器内には絶対に異物を捨てないでください。

生理用品・紙おむつ・新聞紙・たばこを流すと、便器や配管が詰まるばかりでなく浄化機能が低下します。



■便器の洗浄には、薬品類を使用しないでください。

浄化槽に塩酸・殺虫剤・防臭剤・漂白剤・リン洗剤などの薬品が流入しますと、微生物が死滅し、浄化機能が著しく低下します。また、糖尿病などの薬を使用されている場合、浄化されないことがあります。

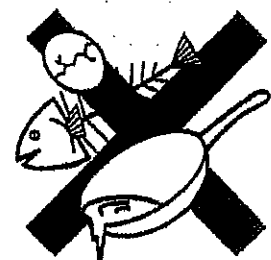


■台所の流しには、油脂類を流さないでください。

テンブラ油は回収するか食用油凝固剤で固めて可燃性ゴミとして処理してください。

油脂類が流入すると浄化機能が著しく低下します。

調理くずや食べ残しなども生ごみとして処理してください。



■台所の流しには、漂白剤・パイプ洗浄剤などを流さないでください。

これらを多用すると浄化機能が低下します。

■洗濯用洗剤は必要以上使用しないでください。

洗剤は無リン合成洗剤を使用してください。

リン系の洗剤は浄化されません。



■風呂の残り水は、なるべく一度に流さないようにしてください。

一度に流すと、浄化槽の水量負荷が一時的に増大します。

また、洗髪後の髪の毛は目皿で除去し、浄化槽内に流さないようにしてください。

3. 維持管理の必要性について

浄化槽は微生物の働きにより汚水の有機物を分解処理します。微生物の状態は、たえず変化します。つまり、浄化槽は生きているのです。

浄化槽の正常な機能を維持し、適正な水質を確保するため定期的な保守点検を行い異常を早期に発見し、適切な措置（調整・清掃）を行わなければなりません。

浄化槽の設置者は、「浄化槽法」により定期的な保守点検と清掃を受けることが義務づけられています。

維持管理契約を結んでください。

浄化槽の機能を維持するために専門業者と「維持管理契約」を結んでください。保守点検や清掃作業は、専門的な知識を必要としますので、都道府県に登録されている保守点検業者と契約してください。

■保守点検の頻度と内容

浄化槽の保守点検は、4ヶ月に1回以上行います。（21人槽以上は3ヶ月に1回以上）保守点検費用は、地域により異なりますので、契約時に保守点検業者にお問い合わせください。

【保守点検作業の内容】

●浄化槽本体

- (1) 臭気・衛生害虫の発生有無
- (2) 異物・スカムの除去
- (3) 消毒薬の補充
- (4) 汚泥の状況点検
- (5) ばっ気の状況点検
- (6) 水質の確認および検査など

●ブローワー

- (1) 異常の有無（異常音・発熱など）の点検
 - (2) エアーフィルターの点検・清掃
 - (3) ダイアフラムの点検・交換
- ※消耗部品の交換は有料となります。

■清掃作業

浄化槽は、使用しているうちに徐々に汚泥が槽内に堆積してきます。この堆積した汚泥を定期的に抜き取り槽内を清掃することにより、長期にわたる浄化機能が維持されます。

清掃頻度は、年1回以上とされています。但し、使用人員や使用水量などの負荷条件により汚泥の堆積の状況が異なりますので保守点検業者の判断にまかせてください。

水質検査を受けてください。

使用を開始後、年1回指定機関による水質検査を受けることが義務づけられていますのでご承知おきください。（浄化槽法の11条に定められた水質検査）

この検査に関して不明なことがありましたら、浄化槽工事業者または保守点検業者にお尋ねください。

4. 浄化槽のしくみ

■小規模合併処理浄化槽の浄化のしくみ(接触材)

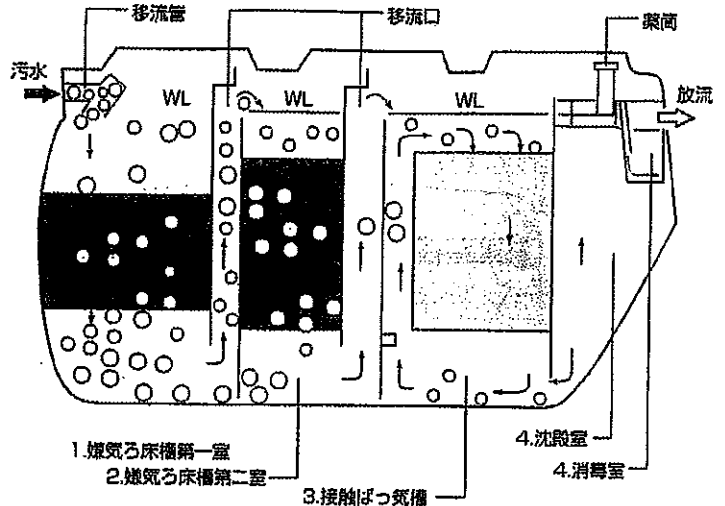
小規模合併処理浄化槽は、家庭の生活排水のすべて（トイレ・風呂・台所・洗濯）を微生物の働きによってきれいにし、放流する装置です。

1. 家庭から排水された汚水は、まず嫌気ろ床槽第一室に流入し、汚水中の浮遊物（油分・トイレト紙、汚物など）を浮上分離貯留します。
さらに室内に充填されたろ材に付着した嫌気性微生物（酸素のない環境で生育する微生物）の働きによって有機物（汚れ）を分解します。
2. ある程度きれいになった汚水は、嫌気ろ床槽第二室に移流し、もう一度嫌気性微生物によって有機物の分解を行います。
3. 汚水は次の接触ばっ気槽に流入し、接触材に付着している好気性微生物（酸素のある環境で生

育する微生物)によって未分解の有機物の分解を進めます。尚、好気性微生物の生育には、酸素が必要です。

このためブロワから接触ばっ気槽へ絶えず空気を送り込んでいます。

4. 浄化された処理水は、沈殿槽で汚泥成分を沈殿し上澄み水が消毒槽に流入し、塩素滅菌した後放流されます。



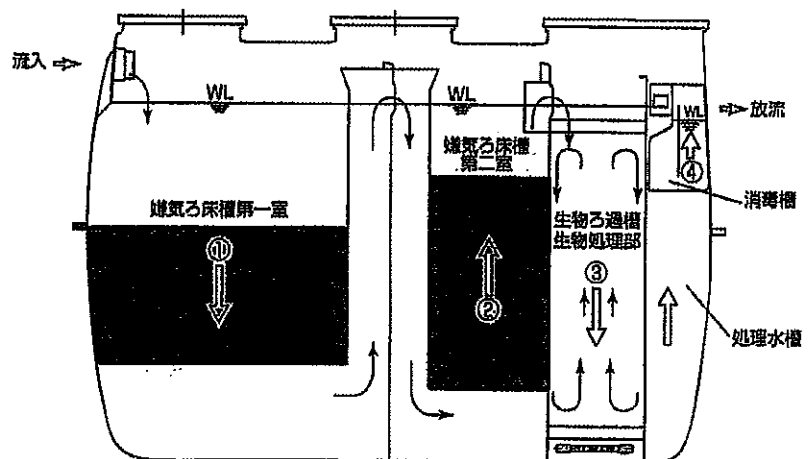
■窒素除去型高性能合併処理浄化槽の浄化のしくみ

高性能浄化槽は、有機物の除去性能を高めると共に、湖沼や海域の富栄養化の原因となる窒素成分を併せて除去する浄化槽です。

1. 浄化のしくみは、従来型と同様に嫌気性微生物と、好気性微生物の働きによっています。
2. 窒素除去のしくみは、接触ばっ気槽で浄化処理された処理水をもう一度嫌気ろ床槽に戻し(循環させる)嫌気槽に生息している脱窒菌の働きにより窒素ガスに変え、汚水中の窒素成分を除去します。
3. 槽内の水位は、流入される汚水の水量変動(日中と夜間など)を調節するため上下します。この機能は、処理性能を安定に保つための機能です。放流水量は、昼夜一定に保たれています。

■小規模合併処理浄化槽の浄化のしくみ (担体)

1. 嫌気ろ床槽の働きは接触材使用と同様です。
2. 嫌気ろ床槽で処理された汚水は生物ろ過槽に入ります。生物ろ過槽は生物処理部とろ過部の2室に分れています。生物処理部では円筒状の担体に付着した好気性微生物(酸素のある環境で活動する微生物)の働きにより有機物を分解します。ブロワから絶えず生物処理部に空気が送り込まれています。



3. きれいに処理された水は処理水槽を通過して消毒槽に入り、消毒剤で塩素滅菌されたのちに放流されます。

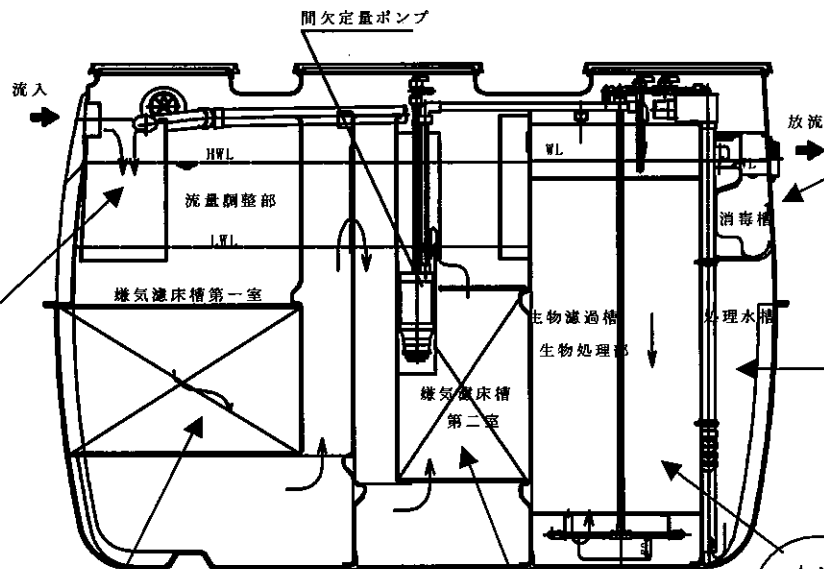
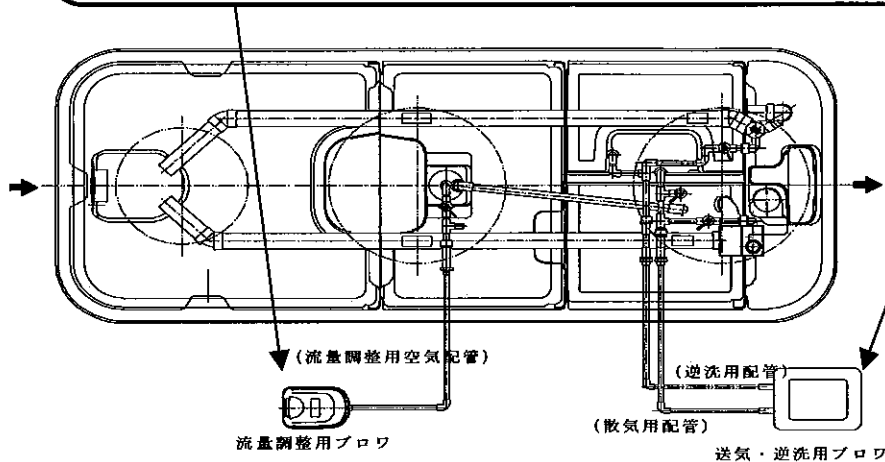
■浄化槽のしくみ(DCN型)

処理方式: 流量調整型嫌気濾床・担体流動濾過方式

処理性能: 放流水のBOD=10mg/L以下、T-N=10mg/L以下

★ブロウ

ブロウは散気・逆洗用及び流量調整用の2種類あります。散気・逆洗用の吐出口は散気用と逆洗用の2口あります。通常、散気用から吐出し、逆洗時には逆洗用からの吐出に切替わります。また、流量調整用の吐出口は1口です。



★消毒槽

消毒剤により処理水を消毒し放流します。

★処理水槽

生物濾過層で処理された水を一時貯留します。

★生物濾過槽

生物濾過槽は、放流に向かって右部の「生物処理部」と左部の「濾過部」にわかれています。通常、「生物処理部」では散気が行われ、充填された担体(濾過材)表面に付着した微生物の働きにより汚水中の有機物の分解・除去が行われます。「濾過部」では、担体(濾過材)によりSS(浮遊物質)の濾過を行います。

★流量調整部

嫌気濾床槽第1室・2室上部空間の水位変動により流入水を一時貯留でき、嫌気濾床槽第2室の間欠定量ポンプにより、生物濾過槽へ一定水量を移行し流量調整をおこないます。

★嫌気濾床槽第1室

濾材が充填されており汚水が濾材を通過する際に、大きな固形物や油脂などの固液分離と嫌気性微生物の働きにより有機物が嫌気分解されます。

★嫌気濾床槽第2室

濾材が充填されており汚水が濾材を通過する際に、固形物の分離と嫌気性微生物の働きにより有機物が嫌気分解されます。

5. アフターサービスについて

保障期間と保障の範囲

1) 保障期間

- (1) 槽 本 体 : 使用開始日より3ヶ年
- (2) ブ ロ ヲ : 使用開始日より1ヶ年

2) 保障の範囲

浄化槽法に基づく浄化槽工事業者によって適正に設置され、竣工検査を完了したものが、製造上の責任に依って構造・機能に支障があると認められるときは無償にて修理します。

なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。

また、次の場合は保障期間中であっても有償といたします。

- (1) 消耗部品
(消毒剤、ブロワのダイヤフラム・弁・エアフルタなど)
- (2) 適切な維持管理契約がなされていない時
- (3) 適切な工事がなされていない時
- (4) 改造や不適切な修理による故障または損傷
- (5) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
- (6) 重車両の通行・振動による故障または破損
- (7) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
- (8) その他取扱いが不適當であった場合

修理規程

1. 取扱説明書、取扱要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
2. 保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買い上げの販売・施工業者または維持管理業者にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。
3. 保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社までご連絡ください。
4. 本書に記入してある施工業者または維持管理業者等に修理をご依頼にならない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。
5. 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
 - (イ) 使用上の誤りによる故障または損傷
 - (ロ) 適切な維持管理がなされていないとき
 - (ハ) 適切な工事がなされていないとき
 - (ニ) 改造や不適切な修理による故障または損傷
 - (ホ) 駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
 - (ヘ) 重量車両の通行・振動による故障または損傷
 - (ト) 火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
 - (チ) 本書の提示のない場合
6. 本書は日本国内に於いてのみ有効です。
7. その他のご注意事項
 - (イ) 浄化槽は「浄化槽法」により、使用者（設置者）は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者（設置者）のご負担となります。
 - (ロ) この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
 - (ハ) 本書に使用開始日または据付日、使用者（設置者）、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理業者または、お近くの弊社窓口にお問い合わせください。

株式会社ダイキ アグシス

本社/〒791-8022 愛媛県松山市美沢1-9-1
tel(089)927-2222(代) fax(089)925-3445

環境機器営業グループ

グループ代表 tel(089)927-2246	山口営業所 tel(0835)23-4887	舞鶴出張所 tel(0773)75-0845
東北支店 tel(022)256-6577	高知営業所 tel(088)886-0604	和歌山出張所 tel(0736)33-4050
東京支店 tel(03)3661-3331	熊本営業所 tel(096)370-3331	鳥根出張所 tel(0852)31-2366
大阪支店 tel(06)8535-1144	青森出張所 tel(0172)53-8856	徳島出張所 tel(088)626-1066
広島支店 tel(082)870-5511	秋田出張所 tel(018)867-0231	南予営業所 tel(0895)24-5511
高松支店 tel(087)892-6322	福島出張所 tel(024)546-0300	大分出張所 tel(0877)24-4119
福岡支店 tel(092)413-1261	盛岡出張所 tel(019)643-2103	特需部 tel(089)927-2246
埼玉営業所 tel(0480)59-3461	神奈川出張所 tel(046)223-2424	施設管理部 tel(089)927-1798
千葉営業所 tel(043)267-2111	新潟出張所 tel(025)270-6602	東京施設管理部 tel(03)3661-3323
長野営業所 tel(0267)64-8111	北陸出張所 tel(076)292-2177	大阪施設管理部 tel(0798)47-1001
名古屋営業所 tel(052)772-0217	岐阜出張所 tel(0584)88-2690	開発部 tel(089)927-1834
西宮営業所 tel(0798)47-1001	静岡出張所 tel(054)281-7321	技術センター tel(089)958-3666
岡山営業所 tel(086)248-5801	三重出張所 tel(0593)33-1285	

住宅機器営業グループ

グループ代表 tel(089)927-3333	岡山営業所 tel(086)242-3232	四万十出張所 tel(0880)37-6258
広島支店 tel(082)870-0888	徳島営業所 tel(088)628-1128	南予事務所 tel(0895)24-5511
高松支店 tel(087)882-5330	東予営業所 tel(0897)56-3598	配送センター tel(089)972-1111
高知支店 tel(088)886-1416	今治営業所 tel(0898)31-2720	

お問合わせ先

〒791-8022 愛媛県松山市美沢1-9-1
☎0120-171893 fax(089)927-1973

R100 古紙配合率100%
再生紙を使用。

PRINTED WITH
ROY INK... 環境に配慮した
「大豆油インク」を使用。

● 製品の改良のため予告なく製品の仕様や色などを変更する場合があります。ご了承ください。

⚠ 安全に関するご注意

本製品の設置工事や使用方法、維持管理については、付属の要領書、説明書に詳しく記載されています。これらをよくお読みの上、正しく設置や使用、管理を行ってください。